

## 介護保険において住宅改修費の支給対象となる住宅改修の工事種別

### 1. 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動、または移乗動作に資することを目的として設置するもので、手すりの形状は二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

### 2. 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室（浴槽）の床のかさ上げ等が想定される。

ただし、福祉用具に掲げる「スロープ」「浴室内すのこ」を置くことによる段差解消は、住宅改修工事の対象から除外される。また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修工事の対象から除外。

※平成 24 年 4 月 1 日より、「通路等の傾斜の解消」も対象

### 3. 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更等が想定される。

### 4. 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、開口方向の変更、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象外。

※平成 24 年 4 月 1 日より、「扉の撤去」も対象。

### 5. 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が該当する。福祉用具による「腰掛便座」の設置は除外。

また、和式便器から暖房・洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは住宅改修工事に含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は認められない。

さらに、非水洗和式便器から水洗式洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対象外。

※平成 27 年 4 月 1 日より、「便器の位置・向きの変更」も対象

## **6. その他、1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修**

その他、1～5までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

①手すりの取り付け

手すりの取り付けのための壁の下地補強など

②段差の解消

浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事など

※平成24年4月1日より、「転落防止柵の設置」も対象

③床又は通路面の材料の変更

床材変更のための下地の補強や根太の補強、又は通路面の材料の変更のための路盤の整備など

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事など

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更など

※浴室（ユニット型一体構造）の改修工事における積算見積もりの詳細について  
介護保険等の対象となる工事箇所についての材料単価ならびに工事手間が対象となるので、次の対象箇所について詳細を記入することが必要となる。

①段差解消としての深型浴槽から浅型浴槽に変更した場合の浴槽

②段差解消や滑り止めとしての浴室床材

③床材変更や浴槽変更のための下地の補強や根太の補強

④出入りの安全確保からの扉の取替えに伴う扉と取り付け枠

⑤以上の箇所の工事手間及び管理費と残土処理費